

# 坂東市集中改革プラン

【平成 17 年度～21 年度】

## 目 次

はじめに	……………P1
1 民間委託等の推進について	……………P5
2 事務事業の再編・整理、廃止・統合について	…P7
3 定員管理の適正化について	……………P8
4 給与の適正化について	……………P10
5 経費節減等の財政効果について	……………P11
6 地方公営企業関係について	……………P13



## はじめに

少子高齢化による人口減少時代を迎え、国地方を通じ厳しい財政状況にある中、地方公共団体が中心となって住民の負担と選択に基づき、各々の地域にふさわしい公共サービスを提供する分権型社会システムへの転換が求められています。

こうした中、国においては、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を踏まえ、平成17年3月に「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を策定し、地方公共団体においては新たな視点に立って不断に行政改革に取り組み、その体制を刷新していくことが必要であり、推進にあたっては住民と協働し、危機意識と改革意欲を共有し、より一層積極的な行政改革の推進に努めるよう要請しております。

### 1 集中改革プランとは

総務省により全国の地方公共団体に対して示された「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」において、計画的な行財政改革の推進と説明責任の確保を図るため、「事務事業の再編・整理、廃止・統合」「民間委託等の推進」「定員管理の適正化」「手当の総点検をはじめとする給与の適正化」「経費節減等の財政効果」の事項について、平成17年度を起点とし、おおむね平成21年度までの具体的な取り組みを住民にわかりやすく明示した計画を平成17年度中に公表するよう求められております。この計画が集中改革プランと呼ばれています。

### 2 坂東市集中改革プランについて

坂東市では総務省の指針に基づき、行政改革の指針となる「坂東市行政改革大綱」を策定するとともに、大綱に掲げた基本項目及び具体的方策についての計画書となる「坂東市行政改革実施計画」を策定し行政改革を推進しておりますが、国の要請にこたえるべく、既定の行政改革大綱及び行政改革実施計画から必要な部分を抽出し、平成17年度から平成21年度までの5年間の計画期間とする「坂東市集中改革プラン」を策定します。

なお、推進方法等については行政改革大綱及び行政改革実施計画と連動させるとともに、その取組については広報紙等で公表します。

### 3 坂東市における推進体制について

#### (1) 坂東市行政改革大綱（平成17年7月策定）

坂東市における行財政運営全般を見直し、市民生活の向上及びサービスの安定的な提供を最優先に時代の要請に応じた行財政を進めるための指針となるものです。

大綱では、「市民との協働によるまちづくり」「財政運営の健全化」「組織機構の適正化と職員の能力開発」の三つの視点から行政改革に取り組むこととし、その基本項目としています。

#### (2) 坂東市行政改革実施計画（平成17年12月策定）

行政改革大綱に掲げた基本項目及び改革の具体的方策について計画的に実現していくため、実施項目名、概要、年度別事業等を記載した61項目となる計画書です。

#### (3) 坂東市行政改革推進本部

行財政改革を全庁的に審議し推進するため設置された機関であり、市長が本部長となり行政改革大綱の策定及び実施計画の進行管理を行います。

#### (4) 坂東市行政改革懇談会

市民の代表者等により構成された機関であり、行政改革推進本部に対し行政改革の推進について助言を行います。

「坂東市行政改革実施計画」に掲げた実施項目について

大項目	中項目	小項目	NO	実施項目名
1 市民との協働によるまちづくり	(1) 市民との役割分担の再構築	民間委託等の推進	1	・民間委託等の計画的な推進
			2	・指定管理者制度の活用の推進
			3	・放課後児童クラブの民間委託の推進
			4	・水道業務の民間委託の推進
		地域協働の推進	5	・自治基本制度（条例）の調査検討
			6	・自治組織への加入の促進
			7	・出前講座の推進
			8	・審議会等への女性登用率の向上
			9	・中心市街地の民間活力の導入による活性化
			10	・市道の里親制度の導入
	(2) 透明性の確保と説明責任	情報公開・情報提供の推進	11	・市長交際費の公表
			12	・議長交際費の公表
			13	・教育長交際費の公表
			14	・図書館における市行政刊行物の配備の充実
			15	・市議会会議録の市ホームページへの掲載
		広報広聴活動の充実	16	・広報広聴の充実
			17	・パブリック・コメント手続制度の導入
		入札、契約制度の改善	18	・入札制度の改善の推進
	19		・入札、契約に係る情報の公表	
	(3) 市民の視点に立ったサービスの改善	電子市役所の推進	20	・情報セキュリティの推進
			21	・情報化基本計画による電算化の推進
			22	・市民カードの普及促進
			23	・農地情報の電算化の推進
窓口サービスの充実		24	・職員の接遇の向上	
2 財政運営の健全化	(1) 計画的な財政運営	財政指標の設定・成果重視の財政運営	25	・中期財政見通しの作成及び公表
			26	・各種財政指標等の公表
			27	・バランスシート（貸借対照表）の作成及び公表
			28	・行政コスト計算書の作成及び公表
	(2) 自主財源の確保	受益者負担の適正化	29	・使用料、手数料等の適正化の推進
			30	・行政財産等への有料広告掲載について
			31	・水道料金、加入分担金等の統合
		補助金等の整理合理化	32	・補助金、負担金の見直し
			33	・市有財産（遊休財産、未利用財産）の売却及び貸付けの推進

大項目	中項目	小項目	NO	実施項目名
		各種徴収金の収納率向上	34	・市税等の収納率の向上
			35	・納税者の納付場所の選択範囲の拡大検討
			36	・介護保険料の収納率の向上
			37	・市営住宅使用料の収納率の向上
			38	・下水道受益者負担金の収納率の向上
			39	・下水道使用料の収納率の向上
			40	・上水道使用料の収納率の向上
	(3) 事務事業の見直し	不断の事務事業の見直し	41	・不断の事務事業の見直し
			42	・行政評価制度の確立
			43	・合併に伴う事務事業の一元化の早期実現
			44	・課税業務における電算化等の推進
			45	・夏の「クールビズ」、冬の「ウォームビズ」の推進
			46	・環境負荷の低減に向けた環境物品等の調達 の推進
			47	・公共工事のコスト縮減の推進
			48	・公用車の効率的な配置、使用、管理等について
			49	・ISO14001の認証取得と継続的な取組
			50	・検診受診率の向上
			51	・医療センター診療所の運営体制の在り方について検討
			52	・下水道加入の促進
			53	・農業集落排水事業接続の促進
3 組織機構の適正化と職員の能力開発	(1) 柔軟で機動的な組織づくり	柔軟な組織機構の推進	54	・組織機構の簡素合理化
			(2) 定員管理と給与の適正化	定員管理の適正化
	給与等の適正化	56	・給与制度の適正化の推進	
		57	・時間外勤務手当の縮減	
			58	・特殊勤務手当の見直し
	(3) 職員の能力開発	人材育成の推進	59	・人事考課制度の導入及び人材育成基本方針の策定
			60	・自己申告制度の活用
			61	・職員提案制度の推進

## 1 民間委託等の推進について

民間にゆだねることが適当な事務事業については、市民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体の活力や能力を積極的に活用した業務委託を推進します。

委託の実施にあたっては、対象事業、選定基準、契約条項などの透明性を確保するとともに、個人情報の保護や守秘義務の確保に十分留意し、必要な措置を講じます。

### (1) 公の施設の民間委託について

多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに経費の節減等を図るよう、指定管理者制度の活用を推進します。

#### 平成 16 年度末における取組

区 分	施設数	状況	主な施設
1 スポーツ・レクリエーション施設	13	直営	体育館、テニスコート、運動公園、球場、武道館
2 産業振興施設	3	直営	農業構造改善センター、市民農園、ふれあい農園
	1	委託	農産物直売所
3 基盤施設	20	直営	リサイクルセンター、斎場、市営住宅 など
	6	委託	八坂公園、中央児童公園、農業集落排水処理施設
4 文教施設	21	直営	公民館、公民館分館、図書館、資料館、音楽ホール など
	4	委託	コミュニティセンター
5 医療・社会福祉施設	6	直営	児童福祉センター、福祉センター、保健センター、医療センター診療所
計	74		

#### 平成 17 年度～平成 22 年度の取組

年 度	取組内容
平成 17 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・坂東市指定管理者制度導入に関する指針の策定</li> <li>・坂東市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の制定</li> <li>・医療センター診療所の廃止</li> </ul> <p>夜間診療については、市内協力医療機関にて対応</p>
平成 18 年度以降	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年 4 月 1 日から指定管理者制度を導入する施設（予定）</li> <li>農産物直売所、八坂公園、中央児童公園、コミュニティセンター</li> <li>・施設（管理）の在り方及び指定管理者制度の活用について継続取組</li> </ul>

## (2) 事務の委託等について

市民サービスの向上や経費の節減、効率化が見込まれる事務事業については、住民団体や企業等の多様な主体の活力や能力を積極的に活用した業務委託を推進します。

なお、総務省による「事務の委託等の状況調査」に基づく、主要な事務委託等については次のとおりです。

区 分	H16 年末の状況	H17～H21（取組目標）
1 庁舎清掃	全部委託	継続実施
2 庁舎夜間警備	全部委託	継続実施
3 案内・受付	全部直営(岩井庁舎)	委託検討(岩井庁舎)
	一部委託(猿島庁舎)	継続実施(猿島庁舎)
4 電話交換	全部委託(岩井庁舎)	H17 全部委託開始(両庁舎)
	全部直営(猿島庁舎)	以降、継続実施
5 公用車運転	全部直営	継続実施
		H17 庁用バス運行委託開始
6 し尿処理	一部事務組合加入	継続実施
7 一般ごみ収集	全部委託	継続実施
8 学校給食(調理)	一部委託(岩井地域)	継続実施(岩井地域)
	一部委託(猿島地域)	継続実施(猿島地域)
9 学校給食(運搬)	全部委託(岩井地域)	継続実施(岩井地域)
	全部直営(猿島地域)	委託検討(猿島地域)
10 学校用務員事務	全部直営	継続実施
11 水道メーター検針	全部委託	継続実施
12 道路維持補修・清掃等	一部委託	継続実施
13 ホームヘルパー派遣	全部委託	継続実施
14 在宅配食サービス	全部委託(猿島地域)	H17 全部委託(猿島地域)
		H18 以降全部委託(全域)
15 情報処理・庁内情報システム維持	一部委託	継続実施
16 ホームページ作成・運営	全部直営	継続実施
17 総務関係事務(給与、旅費、福利厚生等)	一部委託	継続実施

## 2 事務事業の再編・整理、廃止・統合について

厳しい行財政環境が続く中、新たな行政課題や複雑、多様化する市民の行政ニーズに的確に対応していくために、前例、慣行にとらわれない新たな発想や効果的な方法で事業を実施します。また、最小の経費で最大の効果が上がるよう、常にコスト意識や経営感覚を持ちながら市民サービスの向上を図ります。

### (1) 不断の事務事業の見直し

限られた財源を有効に活用し、時代の要請に応じた最適な行政運営を維持するため、民間委託等による事務執行の効率化、簡素な行政執行体制の整備を進めるとともに、常に事務事業を見直し、改善を図ることにより事務効率の向上を図ります。

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
43	合併に伴う事務事業の一元化の早期実現	H17～H19 調整内容の精査、進行管理
47	公共工事のコスト縮減の推進	H18 新行動計画の策定
48	公用車の効率的な配置、使用、管理等について	H18 効率的な配置、運用
49	ISO14001の認証取得と継続的な取組	H18 現況調査等、H19 認証取得

### (2) 行政評価制度の確立

行政評価制度の政策評価・施策評価・事務評価などさまざまな手法について調査、研究を進め、当市の規模と特性に適した行政評価の在り方や手法の検討及び行政評価の試行などにより行政評価制度の確立に努めます。

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
42	行政評価制度の確立	H17～18 調査研究、H19～21 試行

### (3) 透明性の確保と説明責任

市政に対する市民のさまざまな意見、要望をしっかりと受け止め、的確にこたえていく仕組みを充実させることにより、公平・公正・透明な市民本位の行政運営に努めます。

行政活動の過程やそれらを通じて実現した結果や成果、また克服すべき課題について、行政自らが積極的に市民に情報を提供して十分な説明責任を果たします。

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
11	市長交際費の公表	H18 基準の策定、H19 公表開始
12	議長交際費の公表	H18 基準の策定、H19 公表開始
15	市議会会議録の市ホームページへの掲載	H17 調査研究、H18 掲載開始
17	パブリック・コメント手続制度の導入	H17～18 調査研究、H19 制度導入
16	広報広聴の充実	H17 多様化について調査研究

### 3 定員管理の適正化について

定員モデルや類似団体別職員数の状況との比較による現状分析を行った上で、事務事業の整理、組織の合理化、職員の適正配置、民間委託の推進、指定管理者制度の活用等を行い、計画的で適正な定員管理に努めます。

国では、「過去5年間(平成11年～平成16年)における地方公共団体の総定員の純減実施(=4.6%)を上回る純減」を求めています。

当市においては、平成17年4月1日の職員数507人に対し、5年後の平成22年4月1日には24人の削減(4.7%)による職員数483人を目標に定員管理の適正化に努めます。なお、合併時の職員数528人に対し、平成22年4月1日の483人は、45人(8.5%)の削減となります。

#### (1) 平成11年度～平成16年度の純減実績

区 分	職員数		H11 と H16 の比較	
	H11.4.1	H16.4.1	増減数	増減率
一般行政部門	361人	347人	14人	3.9%
特別行政部門	140人	119人	21人	15.0%
公営企業等会計部門	57人	66人	9人	15.8%
全 体	558人	532人	26人	4.7%

#### (2) 平成17年度～平成22年度の数値目標

区 分	職員数		H17 と H22 の比較	
	H17.4.1	H22.4.1	増減数	増減率
一般行政部門	339人	317人	22人	6.5%
特別行政部門	113人	111人	2人	1.8%
公営企業等会計部門	55人	55人	0人	0.0%
全 体	507人	483人	24人	4.7%

#### (3) 平成17年度～平成22年度の年度別見込

区 分	H17.4.1	H18.4.1	H19.4.1	H20.4.1	H21.4.1	H22.4.1	計
総 職 員 数	507人	504人	503人	496人	489人	483人	-
増 減 数	3人	1人	7人	7人	6人	-	24人
純 減 割 合	-	0.6%	0.2%	1.4%	1.4%	1.2%	4.7%

#### (4) 定員適正化計画について

各地方公共団体は定員管理の適正化を計画的に推進する観点から、定員適正化計画の中で目指すべき職員数やそれを実現するための方策を掲げ、これを公表し、着実に実行することが求められています。

当市は平成17年3月22日合併のため、平成17年度に合併後の定員適正化計画(18年から22年まで)を策定しました。今後は、その計画を基本に状況に応じた見直しを行いながら計画的な定員管理を推進します。

#### (5) 定員・給与の公表について

定員・給与については、国の公表様式に準じ毎年3月の市広報紙にて公表しております。

今後も引き続き市民にわかりやすい公表を行うとともに、平成17年度からは市ホームページを活用した掲載を実施します。

## 4 給与の適正化について

給与制度については、これまでも「人事院勧告」に基づき適正化に努めてきましたが、今後も引き続き制度の適正化を進めます。

人事院勧告とは人事院が国家公務員の給与水準に関して、民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に毎年、その適当と認める改定を国会及び内閣に勧告することです。

項 目	取 組 内 容
1 高齢層職員の昇給停止について	56歳昇給延伸、58歳昇給停止を実施してきましたが、18年度以降については国の制度に基づき実施します。
2 不適切な昇給運用の是正について	採用時運用昇給短縮、定年退職者の特別昇給については、17年度に廃止しています。
3 諸手当の総点検の実施について	<p>特殊勤務手当については、合併に伴う見直しを含め廃止等を実施してきましたが、引き続き社会情勢の変化、手当ごとの業務の実態等を精査し、必要な見直しを図っていきます。</p> <p>(H17 現在 15種類 12種類へ)</p> <p>(H17～H21(取組目標) 財政効果額 1,000千円)</p> <p>時間外勤務手当については、さらなる業務の効率化、迅速化を図り、時間外勤務手当を縮減します。</p> <p>(対前年度比5%の削減)</p> <p>(H17～H21(取組目標) 財政効果額 25,000千円)</p> <p>日直手当、通勤手当については、国に準じた引下げを実施しています。</p>
4 技能労務職の給与の見直しについて	<p>国や民間の同種の職種との比較の実施については、国の制度に準じた給与制度の見直しを行っていきます。</p> <p>給料表の適正化については、国に準じた給料表への見直しを検討します。</p>

## 5 経費節減等の財政効果について

### 【歳入関係について】

#### (1) 税等の徴収対策

自主財源の安定確保は、財政運営の安定性と行政活動の自主性を確保する上で極めて重要な事項であるため、三位一体の改革における税源移譲の進展や税負担の公平性確保の必要性を踏まえ、地方税の徴収率の一層の向上に積極的に取り組みます。

各種徴収金についても一層の徴収率の向上に努めます。

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
34	市税等の収納率の向上	市 税 H17（87.5%） H21（87.9%） 国保税 H17（73.9%） H21（74.3%） 財政効果額 217,819 千円
35	納税者の納付場所の選択範囲の拡大検討	H17 先進地視察、H18 調査、研究 H19 郵便局普通納付の検討 H20 コンビニ納付の検討 H21 指定金融機関との調整
36	介護保険料の収納率の向上	普通徴収 H17（88.5%） H21（92.0%） 財政効果額 12,696 千円

#### (2) 使用料・手数料の見直し

受益者負担の原則に立った市民負担の公平性の確保、他市の状況や類似施設との均衡及び関係事務費の動向に即応した使用料、手数料等の適正化を推進します。

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
29	使用料、手数料等の適正化の推進	H17～継続実施

#### (3) 未利用財産の売り払い等

市が保有する土地のうち、当初の利用目的を全うした物件など現在利用されていない土地について、有効かつ適切な活用の推進を図ることを目的に、未利用地等有効活用検討委員会等を設置します。

さらに、土地、建物の適切な管理運営を図るため公有財産管理システムの導入について検討します。

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
33	市有財産（遊休財産、未利用財産）の売却及び貸付けの推進	H17 調査研究、H18 システムの導入準備 H19 システムの導入、検討委員会の設置

## 【歳出関係について】

### (1) 人件費削減

職員削減については、平成10年度から平成16年度までにおいて116人の退職者がいましたが、採用については嘱託や臨時職員等の活用を図ることにより68人に抑制してきました。

また、給与等の削減については、これまでも給与の適正化に努めてきましたが、今後も引き続き適正化を推進します。

なお、職員共済会への補助についてはこれまでも削減を推進してきましたが、平成18年度から廃止します。

項 目		H10～H16（実績）	H17～H21（取組目標）
1. 職員削減		317,500 千円	166,900 千円
2. 給与等削減		12,802 千円	181,400 千円
うち職員	給 料	0 千円	0 千円
	手 当	0 千円	26,000 千円
うち三役等特別職	給 料	4,752 千円	7,900 千円
	手 当	1,503 千円	2,500 千円
うち議員	報 酬	4,896 千円	111,700 千円
	手 当	1,651 千円	33,300 千円
計		330,302 千円	348,300 千円

### (2) 組織の統廃合

市民ニーズや社会経済の変化に即応した行政サービスを効率的かつ効果的に展開できるよう、組織機構の簡素合理化を推進します。

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
54	組織機構の簡素合理化	H17 調査、検討、H18 庁内検討委員会の設置

### (3) 補助金等の整理合理化

さまざまな団体等に対する補助金については、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担の在り方等について検証し、整理合理化を図ります。

補助金等の基本的な在り方、補助金等の交付基準及び評価体制づくり等について、専門的、客観的な視点から意見を取り入れられるよう、補助金等検討委員会を設置します。

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
32	補助金、負担金の見直し	H17 現況調査、H18 委員会の設置

## 6 地方公営企業関係について

地方公営企業は、市民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしておりますが、将来にわたりその本来の目的である公共の福祉を増進するとともに、厳しい環境の変化に適切に対応すべく、改めて地方公営企業の経営の総点検、サービス供給の在り方の再検討と民間的経営手法の導入促進及び計画性・透明性の高い企業経営を推進していくよう国からも「地方公営企業の経営の総点検について」や「地方公共団体における行政改革のための新たな指針」などにより要請されております。

### 【地方公営企業の経営の総点検について】

- 1 改めて地方公営企業の経営の総点検を行い、さらなる経営改革を推進すること。
- 2 地方公営企業によるサービス供給の適否の再検討及び民間的経営手法の導入を促進すること。
- 3 計画性・透明性の高い企業経営の推進すること。

### 【地方公共団体における行政改革のための新たな指針】

- 1 現在地方公営企業が供給しているサービス自体の必要性について検討すること。
- 2 特に公共性の確保等の意義が薄れている場合には、民間への事業譲渡等について検討すること。
- 3 地方公営企業として事業を継続する場合であっても、指定管理者制度、民間委託等の民間的経営手法の導入を促進すること。
- 4 より一層計画性、透明性の高い企業経営を推進するため、中期経営計画の策定、実績評価の実施、積極的な情報開示に取り組むこと。

当市においても水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、介護事業について、地方公営企業の経営の総点検を行うとともに、民間的経営手法の導入、企業経営の能率化、活性化を推進します。

定員管理の適正化、給与の適正化、定員管理と給与の公表については一般行政部門と同様に取り組めます。

### ( 1 ) 水道事業について

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
4	水道業務の民間委託の推進	H18～調査研究、民間委託の推進
31	水道料金、加入分担金等の統合	H17 水道事業基本計画の策定 H18 近隣の状況調査 H19 水道審議会への諮問、料金システムの変更 H20 新料金施行
40	上水道使用料の収納率の向上	H17 滞納者への給水停止の実施（猿島地域） H18 上下水道料金の統合（岩井地域）
		収納率 H17（97.5%） H21（97.9%） 財政効果額 4,857 千円

### ( 2 ) 下水道事業について

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
38	下水道受益者負担金の収納率の向上	H17～夜間徴収等
		収納率 H17（87.7%） H21（88.0%） 財政効果額 464 千円
39	下水道使用料の収納率の向上	H17 統一への準備、調整、H18 賦課、徴収方法の統一
		収納率 H17（97.5%） H21（97.8%） 財政効果額 3,112 千円
52	下水道加入の促進	H17～広報掲載、文書配布、戸別訪問等
		加入目標人口 H17（9,750 人） H21（11,750 人） 財政効果額 17,580 千円

### ( 3 ) 農業集落排水事業について

NO	実施項目名	H17～H21（取組目標）
53	農業集落排水事業接続の促進	H17～接続の促進

### ( 4 ) 介護事業について

岩井福祉センターにおいて実施している介護事業（通所介護事業）については、「地方公営企業の経営の総点検」や「坂東市行政改革大綱」に基づいた新たな体制づくりについて検討します。